細則２－８　震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所 |

第１　総則

当所の震災時等における緊急用発電機の使用は、本編によるほか、第２で定める「緊急用発電機の使用に係る基準」に基づき行うものとする。

第２　緊急用発電機の使用に係る基準

１　緊急用発電機を使用できる条件に関する事項

⑴　震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に燃料を給油する必要がある場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できなくなった場合に限り、緊急用発電機を使用するものとする。

⑵　所長が、緊急点検及び施設再開の可否判断により、安全上支障がないと判断した場合に限り、緊急用発電機を使用するものとする。

２　緊急用発電機の使用場所の選定に関する事項

⑴　所長は、次の場所を避けて、緊急用発電機の設定場所を定めておくものとする。

ア　給油空地及び注油空地

イ　給油空地への車両導入路

ウ　専用タンクの注入口から３ｍ以内の部分

エ　専用タンクの通気管の先端から水平距離１．５ｍ以内の部分

オ　危政令第17条第２項第９号に定める通風及び避難のための空地

カ　可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所

キ　油庫、雑品庫等危険物又は可燃物が存在する場所

⑵　緊急用発電機を屋内に設置する場合は、排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とする。

３　緊急用発電機を使用する場合の安全対策に関する事項

　⑴　緊急用発電機は、本体を接地するものとする。

　⑵　緊急用発電機の始動前に、周囲に危険物、可燃性蒸気、可燃物等がないことを確認するものとする。

　⑶　緊急用発電機に燃料を補給する場合又は緊急用発電機を移動する場合は、当該発電機の運転を停止するものとする。

　⑷　緊急用発電機の電源ケーブルは２本以上のケーブルを延長接続して使用しないものとする。

４　緊急用発電機の保管と維持管理に関する事項

⑴　所長は、緊急用発電機を施錠管理できる場所で保管し、保管場所を勤務員に周知するものとする。

⑵　所長は、メンテナンス業者に緊急用発電機を定期的に点検させ、適正に維持管理するものとする。

５　緊急用発電機に係る教育及び訓練に関する事項

所長は、勤務員に対し、緊急用発電機を安全に使用するために必要な教育及び訓練を実施するものとする。

６　その他